

議論の価値あり 106 万円の社保加入義務 2016 年 6 月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料 1. 2016 年 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

「資料 2. 2016 年 月別集計、相談件数（相談項目別）より」

今年 6 月の相談者数は 59 人で先月（53 人）より若干増加し、前年同月（54 人）より相談者数が増加しています。

相談項目数については、84 件、一人あたり 1.42 件となっており、前年同月（88 件）より減少しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料 1. 2016 年 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

男性 35 人（59.3%）、女性 24 人（40.7%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員 35 人（59.3%）、社員以外 21 人（35.6%）、不明 3 人（5.1%）となっています。

社員以外では、パートが 17 人（28.8%）、契約社員 1 人（1.7%）、派遣社員 3 名（5.1%）です。

今回の相談者は正規労働者数が非正規労働者数を上回り、男性労働者の相談数は、女性労働者を上回っています。

3) 業種別相談者数について

「資料 3. 2016 年、業種別 相談者数 月別集計より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は、「医療・福祉」19 人（32.2%）、「その他サービス業」12 人（20.3%）、「小売業・飲食店」9 人（15.2%）、「製造業」7 人（11.9%）、引き続き、医療・福祉関係の労働者、とりわけ介護関係の労働者からの相談が増えています。

4) 相談項目（内容）について

「資料 2. 2016 年 月別集計、相談件数（相談項目別）より」

主相談項目別相談件数では、全体で 84 件です。「雇用関係」15 件、「保険・税関係」13 件、「賃金関係」12 件、「労働契約関係」12 件、「労働時間関係」

11件と続いています。

今回は、解雇、雇止めなどの雇用関係が増加し、「保険・税関係」の相談が増えているのが特徴です。今年の10月から従業員501人以上の企業では、週20時間以上、年収106万円を超える労働者でも社会保険に加入する義務が発生しますが、これに対する相談が増えています。

5) 違法率について

「資料4. 2016年、違法件数（相談項目別）より」

相談項目数のうち、違法件数40件、違反率は47.6%で、前月より若干減少していますが、相変わらず、時間外手当の未払い、年次有給休暇が取得出来ないなどの労働基準法違反が多く見うけられました。今回は、社会保険の未加入問題の相談が多かったのが特徴です。

「賃金関係」10件、「保険・税」9件、「労働契約関係」6件と続きます。

2. 6月の雇用情勢

医療・福祉関係での相談が増え続けています。

とりわけ福祉関係では、圧倒的に介護職場で働く労働者からの相談が増えています。介護保険が導入して以来、介護現場には次々と会社組織が参入し、そこでは市場競争原理のもと、労働者の賃金を抑制、利用者のサービスを低下させて利益を追求していく企業運営が目立ちます。

介護現場で働く労働者は、低賃金で厳しい労働環境のなかで働くことを余儀なくされています。このため荒廃した労働条件は仕事の質を低下させ、なかには、イライラして利用者を虐待したりするケースも出ています。

行政からの介護事業者への指導強化、介護労働者の待遇改善は緊急な課題となっています。

今回は年収103万円、106万円の相談が増えています。

年収が103万円を超えると、所得税を納める義務が発生しますが、この103万円の相談が相変わらず多い状況です。

従来、通勤費を含めた年収が130万円もしくは月額108,333円を超えると、夫の社会保険の扶養から外されてしまいます。

最初に確認しておきたい点は、年収130万円の壁を気にする必要があるのは、夫がサラリーマンや公務員などの家庭に限定されます。

今年の10月から従業員501人以上の企業では、週20時間以上、年収106万円を超える労働者でも社会保険に加入する義務が発生しますが、これに対する相談が増えています。

自分の保険料を自分で納めなければならなくなるので、支払う社会保険料の分だけ手取り収入が減ってしまいます。

ただ、将来もらえる年金の額も増えますし、万が一のときには、傷病手当金

や介護休業手当金が受け取れるようになります。

106万円の壁に該当する方は、130万円の壁も関係ないので、働けるだけ働くことが最善かもしれません。

以上

【項目別参考資料】

「資料1. 2016年 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

「資料2. 2016年 月別集計、相談件数（相談項目別）より」

「資料3. 2016年、業種別 相談者数 月別集計より」

「資料4. 2016年、違法件数（相談項目別）より」